

建築基準法第 27 条第 1 項に規定する特殊建築物の主要構造部の構造方法等を定める件（平成 27 年国土交通省告示第 255 号）第 1 第 4 項の特定行政庁が指定する区域及び定める時間は、次のとおりとする。

令和 3 年 1 月 14 日

西条市長 玉井 敏久

1 指定する区域

西条市全域（用途地域が定められていない土地の区域に限り、常備消防機関から消防ポンプ自動車 that 自走で到着できない土地の区域を除く。）

2 定める時間（単位 分）

次の式により算定する時間。ただし、端数が生じる場合は小数第 1 位を切り上げたものとし、30 を下回る場合は 30 とする。

$$L / S \times 60 \text{ (分)}$$

この式において、L 及び S は、それぞれ次の値を表すものとする。

L 建築物の敷地を管轄する消防長又は消防署長（以下「消防長等」という。）が同意する経路による常備消防機関から建築物の敷地までの距離 (km)

S 消防長等が同意する消防ポンプ自動車の車両移動速度 (km/時)